

## 第63回福岡市個人情報保護審議会議事録

日 時	令和5年9月13日（水） 10:00～10:35
場 所	福岡市役所15階 1503会議室
出席者	<b>委員（五十音順、敬称略）</b> 石川 寛子 永星 浩一 大神 朋子 小山 毅 北坂 尚洋 櫛田 久代 作間 功 櫻井 幸一 鈴木 崇弘  <b>事務局</b> 総務企画局行政部情報公開室 情報公開室長 吉野 靖啓 個人情報保護係長 禅院 義隆 個人情報保護係員 二宮 新吾 個人情報保護係員 香川 真裕子
議 題	1 会長の互選及び会長職務代理者の指名について 2 部会に属する委員の指名について 3 令和4年度個人情報保護制度の運用状況について

### 開 会

（事務局） 第63回福岡市個人情報保護審議会を開会する。新たな任期における初めての審議会であり、委員の任期は令和5年9月1日からの2年間となる。  
 なお、本審議会は公開であり、議事録も公開されることになる。

### 議題1 会長の互選及び会長職務代理者の指名について

（事務局） 会長の選出については、施行条例第19条第1項において、「委員の互選によりこれを定める」と規定している。推薦、意見等があれば願います。

（委 員） 永星委員にお願いしたい。

（委 員） 異議なし。

（永星委員） 了承。

（事務局） それでは、永星委員に会長をお願いすることに決定する。また、これからの議事の進行は、永星会長にお願いする。

（会 長） 会長職務代理者の指名について、施行条例第19条第3項の規定により、「会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する」と定められていることから、情報公開審査会会長でもある、作間委員を会長職務代理者に指名させていただく。

### 議題2 部会に属する委員の指名について

（会 長） 部会の委員については、施行条例第21条第3項で「審議会の委員のうちから会長が指名する」と規定していることから、「審査請求部会」、「個人情報保護制度部会」及び「特定個人情報保護評価部会」の委員について、私から指名する。  
 まず、「審査請求部会」の委員については、大神委員、北坂委員、作間委員、鈴

木委員、山下委員、私を指名する。

次に、「個人情報保護制度部会」の委員については、石川委員、小山委員、北坂委員、作間委員、鈴木委員、萩原委員、私を指名する。

最後に、「特定個人情報保護評価部会」の委員については、大神委員、北坂委員、櫛田委員、櫻井委員、鈴木委員、山下委員、私を指名する。

### 議題3 令和4年度個人情報保護制度の運用状況について

- (事務局) 資料に沿って説明。  
(会長) 今の報告について、質問や意見があればお願いします。  
(委員) なし。  
(会長) それでは以上で、本日の議事を終了する。

議事終了 閉会